

## 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書（案）

野田佳彦首相は、11月、記者会見において「環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に向けて関係国との協議に入る。」と表明しました。そして、ＡＰＥＣ首脳会議に出席した際には、交渉参加に向けて関係国と協議に入ることとし、事実上の交渉参加を表明しました。

しかし、ＴＰＰ協定への交渉参加については、与野党を問わず、慎重な意見が多数出され、また地方議会においても、反対や慎重な対応を求める意見書が相次いで可決されている中、ＡＰＥＣ首脳会議での交渉参加の表明は、あまりにも拙速と言わざるを得ません。

ＴＰＰ協定の締結は、農林水産分野のみならず、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすことが予想されます。しかしながら、国民への情報提供がほとんど行われておらず、また国内経済への影響に関する各省庁の試算が異なるなど、政府内の足並みの乱れもあり、国民的議論を尽くしたとは言い難い状況です。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

### 記

- 1 ＴＰＰ協定に関する十分な国民的議論が行われるよう、関係国との協議で得られた情報を速やかに明らかにするとともに、ＴＰＰ協定を締結した場合のメリット、デメリット及び国益に関わる問題点を国民に分かりやすく説明すること。
- 2 交渉に当たっては、各分野において適切な国内対策を先行的に講ずること。  
特に、農業分野に関しては、食の安全と安定的な供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことのないよう対応すること。
- 3 国会等において十分に審議するなど、国民的合意が得られるまではＴＰＰへの参加はしないこと。

平成23年12月16日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣 宛  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国家戦略担当大臣

長野市議会議長 祢津栄喜